



詳解 情報公開法

甲第 3 号

総務省 行政管理局 編

〔開示決定等の期限〕

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内になければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的期限（開示請求があつた日から三十日）及び延長可能な期間（開示請求があつた日から最大六十日）を定めるものである。

【解説】

一 開示決定等を行うべき原則的期限（第一項）

(1) 「開示請求があつた日から三十日以内になければならない。」

ア 「開示請求があつた日」とは、開示請求の宛先である行政機関の開示請求の受付を担当する窓口、開示請求書が到達した日を指す。

例えば、開示請求の受付を担当していない地方支分部局の窓口に誤って開示請求書が提出された場合には、ケースにより、速やかに、開示請求者に対して提出先が異なる旨を伝え、返戻するか又は受付担当窓口へ回送するかのどちらかの措置を行うこととなるが、後者の措置を採った場合でも、開示請求があつた日とは、正しい窓口に到達した日を指す。

イ 期間計算については、民法第四百十条により、「開示請求があつた日」は含まれず、開示請求があつた日の翌日から起算することになる。また、期間の末日が行政機関の休日に当たる場合は、民法第四百十二条により、その翌日をもつて期間が満了することになる。

ウ 本項は開示決定等の期限を定める規定であり、開示請求者に対する通知の到着日が三十日以内であることまでを求めているものではないが、行政機関の長は、開示決定等をしたときは、速やかに第九条各項に規定する通知を行う必要がある。

(2) 「第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。」

ア 「補正に要した日数」とは、行政機関の長が第四条第二項の規定により補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を行政機関の長に提出するまでの期間を指す。この期間は、期間経過につき開示請求者に責があり、開示決定等の期間計算に含めることは適当でない。

なお、この規定がなくても期間計算は同様に解されるところであるが、明確化を図つたものである。

イ 形式上の不備がある開示請求であつても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。

開示請求書に形式上の不備があるかどうかは、必ずしも、形式的審査により直ちに明らかになるものではない。例えば、行政文書の特定が十分かどうかは、行政機関において、開示請求書記載された内容により確認することが必要である。このような期間は、適法な開示請求の場合であつても必要なものであり、期間計算の中に含めている。

ウ 行政文書が特定されているか否かについて行政機関の長と開示請求者の間に認識の相違がある場合など、行政機関の長が補正を求め続けることにより、いつまでも開示決定等の期限が到来しない事態が生じるおそれがある。

しかしながら、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらない。したがつて、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることとなり、いつまでも期限が到来しないという事態は生じない。

(3) 相当の期間を定めて補正を求めると、開示決定等の期限との関係

第四条第二項において「相当の期間を定めて」補正を求めるとして趣旨は、当該「相当の期間」内は、不適法な開示請求であることを理由とする不開示決定を行えないこととするものであり、開示請求者による補正の機会を保障するための規定である。したがつて、相当の期間を定めて補正を求めると、開示決定等の期限とは直接関係しない。

補正がされないまま「相当の期間」が過ぎた場合には、行政機関の長は不開示決定を行うことができるようになるが、開示請求者が補正を行うために更に時間を必要とする場合などまで、不開示決定を行わなければならないわけではない。

補正を求めている間は、開示決定等を行うべき期間が進行しないので、行政機関の長が本条違反に問われることはない。

二 延長可能な期間（第二項）

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」

「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第一項に規定する期間内に開示決定等を行うことが行政機関の側の事情により困難であることを意味し、①開示請求に係る行政文書の量の多少、②開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査の難易、③当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、行政機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」としては、例えば、第十三条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、行政文書に記録されている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合などが挙げられる。

(2) 「同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。」

「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から六十日以内に処理すればよいことになる。

(3) 「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。」

申請者の求めに応じ、申請に対する処分等の時期の見通しを示すよう努めることは、行政手続法第九条に定められているところであるが、本法では、期限を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。

「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、原則的な期限である開示請求があった日から三十日以内に発送することが望ましい。

「延長後の期間」とは開示決定等が行われる時期の見込みを指すものであり、また、「延長の理由」としては期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残り行政文書について開示決定等を行う期限

【趣旨】

本条は、著しく大量な行政文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めるものである。

【解説】

各行政機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本規定を設けることにより、開示請求の処理と他の行政事務の遂行との適切な調和を図っている。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

- ① 開示請求のあった日から三十日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- ② 開示請求のあった日から六十日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
- ③ 相当の期間（①の通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。

一 「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

開示請求に対し、第十条第二項の規定を適用し処理期限を六十日まで延長したとしても、開示請求に係る行政文書のすべてについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

「開示請求があった日から六十日以内」は、明文の確認規定は設けていないが、形式上の不備がある開示請求については、補正に要した日数を除いた期間である。

「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する。

二 「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし」

「相当の部分」とは、開示請求を受けた行政機関の長が通常六十日以内に開示決定等ができる分量を意味する。著しく大量な行政文書の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、六十日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである。

三 「残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。」

当該開示請求のすべてを処理できない事情にかんがみ、当該残りの行政文書についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。行政機関の長は、ある程度のまとまりの行政文書ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該残りの行政文書について行政機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

四 「同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。」

- (1) 本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、第十条第一項に規定する原則的な処理期間内に、必要な通知を行わなければな

らないこととしている。

(2) 「同条第一項に規定する期間」とは、開示請求があつた日から三十日間（補正に要した期間を除く。）を指す。

(3) 「その理由」とは、本条を適用することが必要となつた事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。

(4) 「残りの行政文書について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係るすべての行政文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用する場合には、請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。

仮に通知した期限までに開示決定等がなされなかつた場合には、開示請求者は、不作為について不服申立てや不作為の違法確認訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかつたことを理由として直ちに違法とする趣旨ではない。

(5) なお、この書面においては、六十日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、三十日以内に通知しなければならぬため、当該時点で六十日以内に開示決定等のできる部分を的確に判断することが困難であること、六十日以内には当該部分についての開示決定等

が通知されることを考慮したものである。

五 特定の行政機関に多数の開示請求が集中した場合の取扱い

一件の開示請求に係る行政文書の量は「著しく大量」ではないが、著しく多数の開示請求が一の行政機関に集中し、そのすべてについて六十日以内に開示決定等をする事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合について、本法は、特に規定を設けていない。これは、そのような事態が通常起こることを想定していないためである。

そこで、仮に、そのような事態が発生した場合には、開示請求権の的確な実現と他の行政事務の的確な遂行の確保との調和を図るといふ本条の趣旨に照らし、行政機関の長は、多数の開示請求のうち、可能な範囲については第十条の処理期限内に開示決定等をし、残りの開示請求については、処理可能となつた後、遅滞なく開示決定等をすべきことになる。

この場合、残りの開示請求は、第十条の定めるところにより処理されていないことになるが、同条は行政機関において可能な限りの措置を講じた上でもなお対応することが困難であり、真にやむを得ないとする正当な理由がある場合における例外的な取扱いを許容しない趣旨ではないと解され、具体的な開示請求の集中の実情、他の行政事務を遂行する必要性等に照らし、六十日以内にすべての事実について開示決定等を行おうとすると事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるという特段の事情がある場合には、残りの開示請求に対する応答の不作為は違法とはならないものと解される。